

# 桶川市公園等設置基準

本基準は、開発行為による公園等の設置に関する規模及び整備要件を定めたものである。

## 1 公園等の規模

開発区域内の公園等の個所数及びその規模については、市と協議し設置すること。

## 2 公園等の整備要件

### (1) 公園等の配置

公園等は、住民の利用を考慮して適切な配置計画を行うこと。

### (2) 公園等の敷地

公園等は、平坦かつ整形地で原則として公道に面しており、容易に外から園内が見通せ、境界が明確であること。

### (3) 公園等の計画

ア 公園等は、柵等により隣接地とは明確に区分し、公園等以外に利用できないようにすること。

イ この敷地内に設置出来る施設は、園路広場施設、修景施設（植栽）、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、排水施設等であること。

ウ 敷地面積500㎡以上の公園等を設置する場合は、出入り口を2箇所以上設けること。

エ 植栽については、桶川市緑化指導基準の植栽基準を参考とし、公園管理者と相談すること。

### (4) 公園等の施設

公園等の施設は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に準拠し、次の項目の規定に従い整備すること。

#### ア 敷地造成

(ア) 公園等としての利用を十分考慮した上で造成を行うこと。

(イ) 造成材料は、良質土により不等沈下のないように造成すること。

#### イ 園路広場施設

(ア) 園路は、インターロッキング舗装、アスファルト舗装又は、これに類するものとする。

(イ) 広場は水はけに配慮し、雑草が生えにくい舗装を行うこと。

(ウ) 園路広場と植栽との境は、境界ブロック等により区切りをつけること。

ウ 修景施設（植栽）

(ア) 植栽は、公園等の周辺の状況を考慮し、高木、中木、低木をバランスよく配列して植栽すること。

(イ) 植え付けに際しては、樹木の保護を十分行い、支柱等を設置すること。また、土壌が不良な場合は、良質土により客土を行うこと。

(ウ) 植栽地の裸地は、出来る限り地被類により覆うこと。

エ 休養施設

休養施設は、休憩所、ベンチ等を公園等の面積及び設置場所、利用目的に応じ適切に配置すること。

オ 遊戯施設

遊戯施設は、ブランコ、滑り台、砂場等を公園等の面積及び設置場所、利用目的に応じ「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」を考慮して適切に配置すること。

カ 便益施設

便益施設は、水飲み等を必要に応じて設置すること。

キ 管理施設

(ア) 管理施設は、公園灯、園名板、制札板を必要に応じて設置すること。

(イ) 外周は、フェンス等を境界内に設置すること。フェンス等は高さ1.2m以上とし、特に、隣接地が民地等で、トラブルが予測されるような場所には、必要に応じた十分な高さのフェンス等を設置すること。

(ウ) 出入り口には、車止めを設置すると同時に、飛び出しの防止に配慮した構造とする。また、車止めは着脱式（南京錠により施錠可能）とすること。

ク 排水施設等

(ア) 雨水排水は、出来る限り園内において浸透処理すること。

(イ) その他の排水は、市下水道管理者と協議すること。

(5) その他

公園内にごみ置場を設置しないこと。

附 則

1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

2 この基準は、平成29年4月1日から施行する。